

International tax alert

グローバル タックス デスク ニュース

英国2013年予算案

2013年3月20日に、ジョージ・オズボーン英国財政相が議会で予算演説を行いました。英国をG20の中で最も競争力のある税制を持つ国にすることは、現連立政権の継続的な焦点であり、そのために、法人税率の引下げ、試験研究費優遇税制の拡充やパテント関連所得の優遇策などを実施することが発表されました。今回の予算案においても、政府が引き続き国際企業の誘致、英国への投資促進及び雇用創出に最大限の取り組みを行うことが打ち出されています。

今回の発表内容のうち、日系多国籍企業に影響する主な税制関連の事項として、以下の項目があげられます。

- ▶ 法人税率が昨年発表された目標の21%からさらに1%下がり、2015年4月1日から20%になります。20%は、日本のタックス・ヘイブン税制の適用対象税率です。英国子会社において十分な事業実体のある日系企業にとっては朗報ですが、非事業会社、またファイナンス・カンパニーや資産性所得のある子会社を英国に持つ日系企業にとっては、タックス・ヘイブン課税の対象となるリスクが高まります。
- ▶ パテントボックス優遇税制(パテント関連所得に対する10%税率の適用)が2013年4月1日から適用されます。経過措置として、初年度は60%の段階的適用となり、2017年4月1日より100%の適用になります。
- ▶ 試験研究費のAbove the Line Credit制度が2013年4月1日から適用になることが再度発表されました。この制度により、欠損の発生した期間においては、税金の還付を受けることができます。税額控除率は、昨年発表された9.1%から10%に引き上げられました。
- ▶ 包括的租税回避否認規定(General Anti Avoidance Rule)が導入されるとともに、現行の租税回避条項の改正が行われます。

なお、今回発表された予算案には税法の改正案が含まれていないため、税制に与える影響をより詳細に把握するには、税法を含む2013年財政法案(Finance Bill 2013)の発表を待つ必要があります。

こうした税率引下げや優遇策の拡充などの施策は、英国に進出する日系企業、特にハイテク産業、従業員数の多い企業、また英国で十分な事業実体のある企業にとって、税引後利益の増加をもたらすと考えられます。一方、増税となる改正項目が日系企業の英国子会社に適用される可能性は、減税項目が適用される可能性よりも低く、増税の影響は、銀行税の引上げにより影響を受ける銀行業の企業などに限定されると予想されます。したがって、全体的には、日系企業にとって減税につながる予算案と言えます。ただし、日本のタックス・ヘイブン税制に関しては、その適用税率(現在20%以下)が改正されない限り、ほぼすべての企業において今後何らかの対応が必要となり、特に適用除外の充足状況の検討が重要になると考えられます。

Contact

新日本アーnst アンド ヤング税理士法人

インターナショナル アンド トランザクション タックス サービス部

河野 絵美	パートナー	+81 3 3506 2182	emi.kono@jp.ey.com
ケミシュ キングズレー	シニアマネージャー	+81 3 3506 2645	kingsley.kemish@jp.ey.com

Ernst & Young

アーnst・アンド・ヤングについて

アーnst・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション及びアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の16万7千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーnst・アンド・ヤング」とは、アーnst・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバルネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーnst・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、www.ey.comにて紹介しています。

新日本アーnst アンド ヤング税理士法人について

新日本アーnst アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、www.eytax.jpにて紹介しています。

©2013 Ernst & Young Shinnihon Tax.
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20130322-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしないください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーnst アンド ヤング税理士法人を含むアーnst・アンド・ヤングの他のいかなるグローバルネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害について一切の責任を負いません。